

松くい虫等防除事業設計書作成の留意事項

松くい虫等防除事業の設計に当たっては、別に定める単価表に従い、下記に留意の上作成するものとする。

記

1 共通

- (1) 単価表は事業主体が補助金額を算出するための基礎資料とするもので、単価表に用いる歩掛は標準的な工期を示したものであり、実際の作業における工法や使用機械を規定するものではない。また、事業主体（発注者）は、現場条件等により追加での作業等が必要である場合は、根拠を明確にした上で、当該作業工期を追加等し、設計書を作成することができる。
- (2) 「被害木特定」、「伐倒・枝払・玉切」、「薬剤散布」及び「衛生伐（くん蒸）」については、下表をもとに労務歩掛を補正できる。なお、現場条件（傾斜及び地表状況）によって歩掛を補正できる範囲は、原則として20%までとし、一つの作業種につき複数の補正を行う場合であっても、最大20%の範囲とする。

【平均傾斜度による歩掛補正】

傾斜(度)	0以上15未満	15以上30未満	30以上
補正係数	0%	+10%	+20%

【地表状況による補正】

難易度	作業条件	補正係数
普通	用具を持ち歩行するのに支障がない	0%
難	かん木類等により用具を持ち歩行するに支障がある	+20%

また、「人力集材」については、下表をもとに歩掛を補正できる。

【平均傾斜度による歩掛補正】

傾斜(度)	0以上10未満	10以上20未満	20以上
補正係数	-12%	0%	+12%

- (3) 単価の算定は、森林整備保全事業設計積算要領に準じて、単価表は円未満を四捨五入、明細表は円未満を切捨てとしている。
- (4) 設計金額は、工種等毎に千円未満を切り捨て、消費税等を加算すること。
- (5) 労務費は二省協定単価（土木実施設計単価）を採用している。
- (6) 資材費は、建設物価に記載されているのは建設物価の価格を採用している。建設物価に記載されていないものは、「鳥取県県土整備部設計単価・歩掛決定要領」に基づき決定している。
- (7) 燃料費等の資材単価は実情に合わせて最新の単価にて積算することができる。
- (8) 諸経費率は、「森林整備事業等の諸経費の取扱いについて（通知）」（令和2年2月7日付第201900285333号森林づくり課長通知）に基づき積算するものとする。
- (9) 通勤及び時間的制約を受ける場合の補正については、「森林保全事業設計積算要領等の細部取扱い」によるものとする。

- (10) 週休2日の取得に要する費用計上は、「鳥取県治山工事及び林道工事における週休2日の取得に要する費用計上実施要領」による。
- (11) 施工地が点在する場合の取扱いについては、「森林保全事業設計積算要領等の細部取扱い」によるものとする。
- (12) 施工地内において、頻繁に機械回送の必要があると発注者が認める場合は、別途、機械回送費を計上することができる。
- (13) 伐倒・枝払い・玉切にかかる歩掛の適用
施工地ごとの伐倒したマツの平均根元直径（2 c m括約）に応じて歩掛を適用すること。

2 作業種ごとの留意事項

(1) 伐倒駆除について

ア 散布作業費にかかる歩掛の適用

施工地ごとの伐倒したマツの平均根元直径（2 c m括約）に応じて歩掛を適用すること。

(2) 特別伐倒駆除について

ア 木寄・集材にかかる歩掛の適用

施工地ごとの伐倒したマツの平均根元直径（2 c m括約）及び集材距離に応じて歩掛を適用すること。

なお、施行地の状況により機械による集材が困難な場合は、その理由を整理しておくとともに、人力集材により積算することとする。

イ 幹材積と枝条材積の算出

当初設計においては、前年度までの実績等から幹材積と枝条材積の比率を決定し、式1により算出した幹材積及び枝条材積を「伐倒・枝払・玉切」及び「木寄・集材」の設計数量とすること。

変更設計においては、式2により幹重量から算出した幹材積及び枝条材積を「伐倒・枝払・玉切」及び「木寄・集材」の設計数量とすること。

式1 幹材積＝全木材積×前年度までの実績等

枝条材積＝全木材積－幹材積

式2 幹材積＝幹重量（t）×換算係数1.25

枝条材積＝全木材積－幹材積

ウ チップ用材に係るトラック規格及び運搬台数

- (ア) 当初設計において、搬出に係るトラック規格については、現場条件（幅員・舗装厚・地元意見等）を精査した上で、最適な規格を選定すること。なお、受注者から協議があり、現場条件等でやむを得ないと認められる場合は、適宜変更対応できるものとする。
- (イ) トラック運搬台数については、出荷伝票による重量の総和を設計上のトラック規格で除して算出することとするが、実際の作業状況や受注者からの協議に応じた場合などから適正に運搬していると認められる場合、実際のトラック規格及び運搬台数とすることもできる。

エ 移動式チップパーの適用

- (ア) 移動式チップパーは賃料で積算するものとする。
- (イ) 賃料は下記のとおりとし、レンタル料、補償料等及び基本料等の合計額とする。

(ウ) 受注者が所有する移動式チップーを使用する場合には、作業期間（作業開始日から作業終了日までの間）をレンタル日数と読み替えて積算すること。

レンタル日数	レンタル料	補償料等	基本料等
1～9日	30,000円/日にレンタル日数を乗じる。	800円/日にレンタル日数を乗じる。	6,500円
10～30日	300,000円		
31～39日	300,000円に、30,000円/日とレンタル日数から30日を減じた日数を乗じた額を加算する。		
40～60日	600,000円		
61～69日	600,000円に、30,000円/日とレンタル日数から60日を減じた日数を乗じた額を加算する。		
70～90日	900,000円		
91日以降	1期間を30日とし、初日から9日までは前期間のレンタル料に30,000円/日と日数を乗じた額を加算する。 10日～30日の間は前期間のレンタル料に300,000円を加算する。		